埼医業Ⅱ第１８５７号
令和２年１１月２５日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

標記の件について、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、参考までに本通知を本会ホームページに掲載いたしましたので、ご活用ください。

【参考】

ホームページアドレス　　http://www.saitama.med.or.jp/hoken/iryouhoken/index.html

担　当：埼玉県医師会業務Ⅱ課（飯野）
電　話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

加入潮医師会
収受
2.11.26
第1026号

写

（保 261）
令和２年１１月１８日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

一部の公費負担医療等（医療手当を含む。以下同じ。）については、申請書類として医師の診断書等の提出が求められるなど、申請に当たって医療機関の受診が必要となっているところであります。

先般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない診断書の取得等のみを目的とした受診を回避するため、下記の公費負担医療等の受給者のうち、令和２年３月１日から令和３年２月末日までに受給者証等の有効期間が満了する受給者について、有効期間の満了日を原則１年延長することとし、省令改正等の所要の措置等を講じたところであります。

今般、現下の国内感染状況においては、外出自粛要請等が行われていないこと、及び公費負担医療等の適正な給付を確保する必要があることを踏まえ、令和３年３月１日以降に受給者証等の有効期間が満了する受給者に係る支給認定等については、通常の手続きにより行うこととなりました。

また、あわせて、計画的な申請手続きの呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続きのための配慮も求められております。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

１．対象となる公費負担医療等

（１）法律に基づく公費負担医療等

○　児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定
○　戦傷病者特別援護法に基づく療養の給付等
○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給認定
○　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当に係る健康状況届の提出
○　難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定

（２）その他の公費負担医療等

○　毒ガス障害者救済対策事業
○　被爆体験者精神影響等調査研究事業
○　肝炎治療特別促進事業
○　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
○　先天性血液凝固因子障害等治療研究事業
○　在宅人工呼吸器使用患者支援事業
○　特定疾患治療研究事業

＜添付資料＞

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

（令 2.11.13　事務連絡

厚生労働省　健康局総務課・がん・疾病対策課・結核感染症課・難病対策課・
社会・援護局援護・業務課・障害保健福祉部精神・障害保健課）

事　務　連　絡
令和２年 11 月 13 日

各 (都道府県 / 指定都市 / 中核市 / 特別区 / 保健所設置市 / 児童相談所設置市) 民生・衛生主管部（局）　御中

厚生労働省
健康局総務課
健康局がん・疾病対策課
健康局結核感染症課
健康局難病対策課
社会・援護局援護・業務課
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等（下記に掲げるものをいう。以下同じ。）の取扱いについては、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和２年厚生労働省令第 92 号）、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」（令和２年４月 30 日付け健発 0430 第３号・障発 0430 第５号厚生労働省健康局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）等により、同感染症の拡大防止の観点から、可能な限り、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、令和２年３月１日から令和３年２月末日までに受給者証等の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を１年間延長する措置を実施したところです。

令和３年３月１日以降に受給者証等の有効期間が満了する受給者に係る支給認定等については、現下の国内の感染状況においては外出自粛要請等が行われていないこと、及び公費負担医療等の適正な給付を確保する必要があることを踏まえ、通常の手続により行うこととしますので、貴部（局）におかれては、その対応に遺漏のないよう、対象となる受給者、指定医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮をお願いします。

記

1．法律に基づく公費負担医療等

○　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定

○　戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく療養の給付等

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立支援医療費の支給認定

○　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に基づく医療特別手当に係る健康状況届の提出

○　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく特定医療費の支給認定

2．その他の公費負担医療等

○　毒ガス障害者救済対策事業

○　被爆体験者精神影響等調査研究事業

○　肝炎治療特別促進事業

○　肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

○　先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

○　在宅人工呼吸器使用患者支援事業

○　特定疾患治療研究事業

以上